検討会議の公開及び会議録の公表等について

1. 大和市市民参加推進条例

- ・ 大和市では、行政活動の企画立案から実施、評価に至るまでの過程に市民が主体的に参加 し、その意見を市政に反映するための仕組みを定めた大和市市民参加推進条例を平成19 年10月1日に施行しました。
- ・ 本条例では、「地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び附属機関に類する 機関」への参加についても市民参加の一手法として捉え、会議の公開や会議録の公表等の 運営方法を定めています。
- ・ 今回、開催する検討会議は「附属機関に類する機関」に該当するため、本条例の規定に従い、手続きを進めていくこととなります。

地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関

総合計画審議会、都市計画審議会など

附属機関に類する機関

特定のテーマについて専門知識を導入したり、市民の意見を反映するために臨時的に設置され た組織

2.委員の氏名等の公表(第10条)

- 第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 委員の氏名
 - (2) 委員の選任区分
 - (3) 略
 - (4) 略
- 審議会等の運営について透明性を確保するために、委員の氏名を公表します。
- 選任区分とは、その方がどのような立場や役割で委員に選ばれたかを示すものです。

3.会議の公開等(第11条)

- 第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると きは、会議を公開しないことができる。
 - (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。
 - (2) 会議の内容に非公開情報 (大和市情報公開条例 (平成12年大和市条例第19号)第7条 各号に定める情報をいう。以下同じ。)が含まれるとき。
- 2 略
- 3 略
- ・ 審議会等の会議を公開することで、その審議会等が形式的なものになっていないか、会議で どのような議論がされたかを、市民は傍聴し確認することができます。

- ・ ただし、条例等で公開しないことが定められているものや個人のプライバシーにかかわる内容を審議するものなどは公開しないことができます。
- ・ 第2号の非公開情報とは、特定の個人が識別される情報、企業秘密など法人等の正当な利益 を害する情報、生命の保護や公共の安全の確保等に支障が生ずる恐れがある情報などがあり ます。
- ・ 検討会議で議論いただく内容は、第1号、第2号いずれも該当する事項がないため、会議は 公開となります。
- ・ なお、市民が傍聴を行う際のルールについては、施行規則の中で定めています。

大和市市民参加推進条例施行規則(抜粋)

(傍聴手続等)

第10条略

- (1) 略
- (2) 略
- 2 傍聴者は、会議の長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。
- 3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、会議の長の許可 を得た場合は、この限りでない。
- 4 会議の長は、会場の秩序維持のため必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

(会議資料の提供)

- 第11条 会議の長は、傍聴者に対して非公開情報を除く会議資料を貸与しなければならない。
- 2 傍聴人は、会議が終了したときは、前項の会議資料を返却しなければならない。

4.会議録の作成と公表(第12条)

- 第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、 速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しない ことができる。
- ・ 審議会等の運営の透明性確保や、審議会等と市民との情報共有のためにも、執行機関は会議録を作成し、ホームページなどで公表します。
- ・ ただし、出席者の肩書きや発言者の氏名を公表することはありません。